

○「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、
週1回程度検査

- ・50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例：コウナゴ、スズキ、 カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、 県沖を区域に分け、主要水揚げ港で検体採取。
回遊性魚種 (例：カツオ、イワシ・ サバ類、サンマ類)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から 青森県の各県沖で区分（県境の正東線で 区分）し、区域ごとの主要水揚げ港で検体採 取。
内水面魚種 (例：ヤマメ・ワカサギ・ アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区 域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」に基づき、主要な魚種や漁場、及び過去に放射性セシウム濃度が50Bq/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

現在、表のように生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の県で調査を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2021年3月31日